

第 55 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 55 回  
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和4年3月3日（木）13：34～14：37  
会場：農林水産省消費・安全局第6会議室（北714）  
（W e b会議）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- (1) 牛海綿状脳症（B S E）に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について  
（答申）
- (2) その他

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

資料1－1 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案の主な変更点について

- 資料 1－2 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について  
(案)
- 資料 1－3 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案について  
のプリオン病小委員会概要
- 資料 1－4 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案に関する  
都道府県への意見照会等における主な意見及び意見に対する考え方
- 資料 2 牛海綿状脳症対策基本計画について
- 参考資料 1 最近の家畜衛生をめぐる情勢について
- 参考資料 2 諮問文（令和 3 年 11 月 16 日付け 3 消安第 4290 号）

午後1時34分 開会

○星野室長 時間となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第55回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただきまして、誠にありがとうございます。

私は当部会の事務局を担当いたします、動物衛生課家畜防疫対策室長の星野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、参事官の熊谷の方から御挨拶を申し上げます。よろしく願いします。

○熊谷参事官 委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。第55回家畜衛生部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

初めに、高病原性鳥インフルエンザについては、昨シーズン明らかとなった課題に対応して、飼養衛生管理基準に基づき対応を進めるとともに、農場の一斉点検を行っており、結果を公表しているところです。

こうした結果、欧州や韓国で大流行する中で、我が国では昨シーズンに比べ発生が一定程度抑え込めている状況にあります。引き続き高い緊張感を持って家畜伝染病の発生予防とまん延防止に向けて万全を期してまいります。

さて、昨年11月に開催されました第54回家畜衛生部会では、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について諮問をいたしました。その後、プリオン病小委員会において専門的見地から更に具体的な御議論を頂くとともに、パブリックコメントや都道府県知事への照会といった所要の手段を進めてまいりました。本日はこうした結果を踏まえた変更案につきまして、委員の皆様方に御確認いただき、忌憚のない御議論をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○星野室長 ありがとうございます。

さて、現在、家畜衛生部会の委員の数にございましては19名でございますが、本日は17名の委員の先生方に御出席を頂いております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、定足数を満たしていることを御報告いたします。

また、本日、木村委員が初めての御出席でございます。引き続きの家畜衛生部会への御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日出席しております事務方の方の御紹介をさせていただきます。

ただいま御挨拶いただきました参事官の熊谷でございます。動物衛生課長の石川でございます。動物衛生課国際衛生対策室長の沖田でございます。動物衛生課の青山でございます。動物衛生課の永田でございます。畜水産安全管理課の吉戸でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここまででカメラの撮影は終了となりますので、メディアの方々におかれましては御退室の方をお願ひいたします。

なお、本日はオンラインでの開催となりますので、引き続きウェブにて全て公開となりますので、そちらの方で御覧ください。

また、委員の先生方におかれましては、ウェブの関係上、御不便をお掛けいたしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、続きまして資料の方の確認をいたします。

お送りさせていただいております資料は、順番に、議事次第、家畜衛生部会委員名簿、資料1-1、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案の主な変更点について、1-2、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（案）、1-3、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案についてのプリオン病小委員会概要、1-4、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案に関する都道府県への意見照会等における主な意見及び意見に対する考え方、資料2、牛海綿状脳症対策基本計画について、また参考資料としましては、参考資料1、最近の家畜衛生をめぐる情勢について、参考資料2、諮問文。

委員皆様限りといたしましては、資料1-2の別添としまして防疫指針の一部変更案の見え直し修正版がございますので、お手元御確認ください。

また、届いていない資料、落丁等がございましたらば、お申し付けの方をよろしくお願ひいたします。チャットで御連絡を頂ければというふうに思います。

それでは、本日の議事に入ります前に、課長の石川の方から最近の家畜衛生をめぐる情勢につきまして、御説明、御報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○石川動物衛生課長 動物衛生課長の石川でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の参考資料1を御覧ください。1ページ目でございます。

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況ということで、2月末時点での状況を示しております。表の左上にございますとおり、今シーズンは事例数は16事例、防疫措置の対象となったのは、疫学関連農場を含めまして22農場、鶏の羽数としましては約105.7

万羽になっております。

今シーズンですけれども、まず昨年の11月に秋田での発生から、直近でいいますと今年2月の岩手の発生まで16例となっております。

今シーズンの特徴としましては、一つとして、まず1例目の秋田県、3例目の鹿児島県の2事例目ですけれども、青で塗っております。この二つの発生につきましては、ウイルスの亜型がH5N8亜型という型になっております。それ以外の14事例につきましては全てH5N1亜型ということで、韓国ですとかヨーロッパで多発しているようなウイルスの亜型になってございます。

また、一番右側に「マル自」と書いてございます。前のシーズンは987万羽とかなり大規模農場、また密集地域での多発の様相を呈しておりましたけれども、今シーズンはそのような様相にはございません。ただし、大型農場での発生になりますと、やはり4事例のみでございますけれども、自衛隊の御協力も得ながら防疫措置を実施してきたという状況になります。

めぐりまして、2枚目が13から16事例目までの措置状況でございまして、1枚めぐりまして3ページ目です。日本地図全体を見ますと、御覧のとおりで、青森から鹿児島まで日本全国で発生が見られたということで、引き続き野鳥が北に帰るゴールデンウィーク頃まで、高い緊張感を持って対応していく必要があるかと思っております。

諸外国の状況でございまして、冒頭の御挨拶でもありましたとおり、まず欧州での高病原性鳥インフルエンザの発生状況でございまして、特に今のシーズンでございまして、多いのはイタリアでございまして、赤が家禽における発生国で、オレンジが野鳥のみにおける発生国でございまして、家禽での発生が多い国は、まずイタリア、家禽で312件発生しております。続きましてフランス、これは前のシーズンもかなり多うございましたけれども、今シーズンも388件、続きまして英国での家禽90件、この3か国が発生の多いような国になっております。

ちなみに、昨シーズンはフランスが489件、ドイツが156件、英国が24件と、今シーズンの方が前のシーズンよりも発生は多発しているというような状況にございまして。

めぐりまして、お隣の韓国の状況でございまして、2月22日時点までで家禽での発生、右側に取りまとめてございまして、肉用アヒル14件、採卵鶏14件とございまして、トータルとしましては家禽での発生45件になっております。特に養鶏が盛んな韓国の西側で発生が集中しております。

ちなみに、韓国、昨シーズンは109事例発生しております。昨シーズンよりは少のうございませけれども、我が国よりも多発しているような状況にございませ。

めぐりまして、豚熱でございませ。2018年9月の岐阜県での発生以来、16県でこれまでに計76事例の発生が確認されております。

途中の経過を申し上げますと、2019年10月からワクチン接種を開始してございまして、ワクチン接種以降も、四つ目にございませ群馬県をはじめとする10県においてワクチン接種農場での発生が確認されております。

この経緯表でいいますと、ちょっと黒っぽいところで示している発生の事例がワクチン接種農場における発生でございませ。一番最初が2020年9月、群馬県での初発以降、直近でいいますと昨年の12月、宮城県での発生、これがワクチン接種農場における発生になってございませ。これまでに合計28万頭余りの豚の殺処分が行われているというような状況にございませ。

めぐりまして、群馬県、特に群馬県、これまでにワクチン接種農場で5事例の発生が確認されました。それを踏まえまして、一番下に書いてございませけれども、令和3年12月に牛豚等疾病小委員会と拡大豚熱疫学調査チーム、合同で会議を行いまして、群馬県の前橋市・桐生市での豚熱発生状況を踏まえた提言を取りまとめさせていただきました。

ポイントとしましては、一つ目が基本的なこととございませけれども、農場周囲の消毒でございませ。二つ目が、特に移行抗体が切れて、ワクチン接種までの間に感染しやすくなるような時期がございませるので、それが離乳豚にございませるので、離乳豚における衛生管理を徹底すること。また、消毒液の濃度ですとか交換をきちっと行うこと。また、ワクチン接種のみならず、知事認定獣医師を活用しまして、飼養衛生管理の方につきましてもこのような獣医師から指導を頂きたいということ。また、山林等に入った際には、靴ですとか衣服の土をきちっと落として、農場にウイルスを持ち込まないようなこととということ、ここに示しているスライドは生産者の方にも分かりやすい形で、目で見ても分かりやすい形で衛生対策のポイントをお示しさせていただきました。

次のページでございませ。この豚熱の発生の要因となっております野生イノシシ、豚熱に感染した野生イノシシの現状でございませ。

右下の日本地図を御覧ください。左側の日本地図はこれまでの累計でございませ。赤い丸が豚熱に感染した野生イノシシ。ちょっと赤い丸と白い丸が重なっておりますので、見えにくいですがけれども、右側を御覧いただくと分かる通り、直近6か月の状況を見ます

と、赤い丸が先ほどと同じ豚熱に感染した野生イノシシ、白い丸が感染していなかったイノシシということになります。これを見てもお分かりのように、岐阜ですとか愛知といった中心部では白い丸が多くなってございます。ただ辺縁部、いわゆる山形ですとか宮城県、また兵庫県といった県では、感染した野生イノシシが見られるということで、左上の経口ワクチン散布の効果に書いてございますとおり、早い時期から経口ワクチン散布を実施している岐阜ですとか愛知につきましては、野生イノシシの豚熱陽性率が低下しております。一方辺縁部、宮城、山形、兵庫、和歌山といった、下に表がございましてけれども、このような県では陽性率が高い傾向となっております。引き続き経口ワクチン接種を、サーベイランスとともに経口ワクチンの散布をしっかりとやっていくということが重要かと考えております。

めぐりまして、続きまして予防的ワクチンがない、アフリカ豚熱の発生状況でございます。これは2018年8月に中国において発生して以来、これまでにアジアの16か国・地域まで拡大し、韓国では2019年9月の発生以降、21件の飼養豚での発生がございまして。

結果的にこの地図を見てお分かりのとおり、東アジアでこの病気が発生していないのは、今、日本と台湾のみということになっております。

また、右側、（参考）違反の事例ということで、ソーセージの写真が付いてございます。これは何かと申しますと、我が国に手荷物として持ち込まれた畜産物4件から、アフリカ豚熱ウイルス、生きたウイルスそのものが分離されており、また今後、国際郵便物を含めた水際対策の強化によって、事前に侵入を防止することが極めて重要となっております。

続きまして、このアフリカ豚熱の発生に備えたこれまでの取組ということでございます。4点挙げてございます。一つ目が家畜伝染病予防法の改正ということで、これは令和2年にこの法律を改正しまして、同じ年の4月3日に公布させていただいております。改正の内容、4点ほどございます。一つ目が予防的殺処分の対象にアフリカ豚熱を追加したこと、二つ目が野生動物における対策の強化、三つ目が家畜防疫官の権限強化、四つ目が輸出入検疫に関する罰則の強化と。このような点を法律改正により手当てさせていただきました。

また、（2）の水際対策の強化でございます。令和2年度末までに検疫探知犬を全国に140頭増頭しております。また、家畜防疫官につきましても令和3年度末までに508名体制に増員させていただいております。

平成31年4月から携帯品検査の対応を厳格化させていただいております。令和3年の12月末までに6件、9名の逮捕事例がございまして。ちなみに、先日3月1日になりますけれども



ども、携帯品以外、いわゆる国際郵便による初の逮捕事例、3名の方の逮捕事例が報道されております。中国からソーセージを違法に輸入した疑いで逮捕されております。報道等で御覧になった方もいらっしゃると思いますが、引き続きコロナ禍においては国際郵便物の摘発が増加しておりますので、日本郵便と協力しまして、検査の強化を実施していきたいと思っております。

取組の三つ目でございます。飼養衛生管理の向上ということで、これは豚熱のみならず、有効なワクチンが存在しないアフリカ豚熱に対しても有効な対策でございます。豚につきましては3か月に1回、鶏につきましては毎月、全国の農場の一斉点検を実施させていただいております。

四つ目が野生イノシシ対策の強化ということで、さらなるサーベイランス、サーベイランス結果に基づく経口ワクチンの散布、また新たな検査法の導入ということで、これまでは豚熱とアフリカ豚熱、別の検査法で検査しておりましたけれども、昨年11月に新たに発売になりました検査法を用いることで、二つのウイルスを同時に検出する検査法が実用化されております。また、検査促進に係る支援によりまして、検査頭数の増加を促進していきたいと思っております。

また、アフリカ豚熱が発生した際に、イノシシの死体、この処理が大変重要な課題となっております。昨年の12月28日につくば市において、つくば市の協力の下で防疫作業に係る実施演習を実施しました。今後この実施演習の際に浮き彫りとなりました課題について取りまとめて、マニュアル化していきたいと考えております。

続きまして、11ページ目でございます。

これは飼養衛生管理基準の改正ということで、先シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、飼養衛生管理基準を改正させていただきました。昨年10月1日から順次施行されたわけでございますけれども、主なものは一番左のカラム、縦カラムに書いてございます。一つ目が畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置、二つ目が伝染病の発生に備えた対応計画、これは埋却等の準備措置を含んでおります。この二つの点を順次施行することになっております。

既に施行されたのは赤の線で囲った部分でございます。家禽と豚の畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置と、家禽の大規模農場、採卵鶏50万羽以上、肉用鶏20万羽以上の農場に対する伝染病の発生に備えた対応計画、これにつきましては既に施行になっておりますけれども、全ての項目とも対応済みということになっております。順次、牛での畜舎ごとの飼養

衛生管理者の配置ですとか、中小規模におきます家禽や豚での伝染病発生時に備えた対応計画は順次手当てしていきたいと考えております。

続きまして、12ページ目でございます。

これは、鶏の飼養衛生管理基準の遵守徹底のための全国一斉点検の状況でございます。昨年の10月以降、毎月点検をさせていただいております。真ん中のオレンジというか黄色の部分は昨シーズンの1回目の成績でございます。各項目8割から9割程度の遵守状況でございました。今シーズン、第1回目、そのお隣でございます令和3年10月の結果が書いてございます。前のシーズンよりも遵守率は上がっておりますけれども、まだまだ100%には遠い状況でございました。ただ、毎月毎月この点検を重ねるごとに、一番右が第5回直近ですと令和4年の2月でございますけれども、いずれの項目も99%以上ということで、遵守率が高くなっています。100%に向けて引き続き指導を強化してまいりたいと思います。

これまでお話ししたのは、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザという、いわゆる急性伝染病のお話をさせていただきましたけれども、13ページ目、牛の慢性疾病につきましても、この急性疾病と同じような考え方の下で対応させていただいております。

一つはE B L、牛伝染性リンパ腫対策ということで、これは牛と水牛の病気でございます。感染牛のうち、発症するのは数%でございますけれども、発症した場合に牛での乳量の低下といった経済的悪影響が大きいということで、対策を取っているものでございます。

左側の現状の棒グラフを御覧ください。毎年毎年、届出頭数が多くなっており、最近では毎年4,000頭を超えるような頭数になっております。

これらの傾向を受けまして、右側、対策の方向性というところがございますとおり、2015年4月に衛生対策ガイドラインを策定し、今このガイドラインに沿った対策を各農場にお願いしているところでございます。

基本は、人為的な伝播を引き起こす行為の排除ということで、注射針ですとか直検手袋を確実に個体ごとに交換することですとか、まず浸潤状況を把握しまして、浸潤状況に応じて牛の配置を変える、またネットを張るといったような、農場における感染防止対策を行う。あと、農場間伝播防止対策ということで、検査によって非感染牛と感染牛を分けて区分放牧するといった対策をお願いしております。

このような対策につきましては、国の支援策としまして、移動予定牛、発生農場等の重点的な検査、また吸血昆虫の駆除、高リスク牛の自主淘汰といった取組を支援しております。

す。

もう一つ、牛の慢性疾病の14ページ目でございますけれども、牛ウイルス性下痢対策というものがございます。この病気も主に牛で起こる病気でございますして、下痢だとか呼吸病、流産といった症状を示す牛の病気でございます。

現状の棒グラフでございますけれども、対策を始めた当時、2016年当時がピークでございますけれども、このときは年間400頭ほど届出がございました。その後、対策を地道に進めた結果、最近では若干減少傾向にございます。

対策の方向性としましては、右側でございます防疫対策ガイドラインというのを2016年の4月にお示しして、このガイドラインに沿って今対策を実施しているところでございます。

この対策の実施に当たっても、右下の国の支援策と書いてございます、先ほどのEBLと同じでございますけれども、検査によるPI牛、いわゆる持続感染牛というものがこの病気の特徴でございますけれども、子牛のときに感染した牛については、表面上は健康な牛と変わらないのでございますけれども、牛の体内にウイルスを持つといったPI牛というものを早期に摘発して淘汰するということが重要な対策になります。あと、陰性牛の流通促進ですとか、同居牛へのワクチン接種といった対策について支援させていただいております。

続きまして、15ページ目でございます。最近の行政のデジタル化という流れに沿って、家畜衛生対策もこのデジタル化を進めております。この内容は何かと申しますと、対策のポイントでございます。家畜の疾病ですとか薬剤耐性菌、食肉廃棄等の課題に対応するため、このような情報の見える化、タイムリーな関係者間での共有、分析結果の活用といったものによって、安全な国産畜産物を安定的に供給する、また生産性を向上させて、国際競争力の強化を図るというような取組をさせていただいております。

これは疾病の発生状況、飼養衛生管理の状況、またと畜場における検査結果というものを農場ごとに横串を刺しまして、農場の衛生対策等に活用していくという対策でございます。

今このシステム開発に向けた設計段階といえますか、考え方を固めている段階でございます。行く行くはこれをシステム化することによって、ビッグデータ、いわゆる各農家に係るデータを整理しまして、飼養衛生管理に活用していきたいと考えております。

16ページ目以下は令和4年度の予算概算決定の概要でございます。

主なものを御説明します。

18ページ目、家畜衛生の推進（ソフト）というものがございます。これは言ってみれば農場段階における飼養衛生管理の徹底ですとか、飼養衛生管理を強化した農場HACCPの農場の普及・定着、野生動物対策といったものがございます。

また、21ページ目、家畜生産農場衛生対策事業がございまして。これは先ほどの慢性疾病対策、牛の伝染性リンパ腫ですとか牛ウイルス性下痢対策はこの予算によって支援させていただいております。

それで、最後から2番目、法に基づく殺処分に係る手当金、防疫措置に要する経費につきましても、25ページ目になります。家畜伝染病予防費ということで、法律に基づいて殺処分したり、防疫措置を実施した際の予算についても手当てさせていただいておりますし、また最後にその次のページ、動物検疫所の検疫事業費ということで、先ほど申した動植物検疫探知犬、また家畜防疫官の活動に要する費用につきましても、動物検疫所の方で予算計上させていただいております。引き続き水際対策については、各関係省庁と連携しながら強化に努めてまいりたいと思います。

私の方からは以上でございます。

○星野室長 ありがとうございます。

本資料につきまして、御質問等、また後ほど最後にお時間を取っておりますので。また、本日に限らずいつでも御不明な点や御質問、御関心事項があれば、事務局の方にお問合せいただければ御説明をさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは、本日の議題に入りたいというふうに思います。

ここからの議事進行につきましては、柚木部会長の方をお願いをしたいというふうに思いますので、柚木部会長、よろしくお願ひいたします。

○柚木部会長 皆さん、どうも御苦勞さまでございます。しばらくの間、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、第54回の家畜衛生部会において、農林水産大臣から諮問がありました牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更についてということで、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○星野室長 私の方から御説明をさせていただきます。

お手元に資料1-1、それからこれが今回の指針の変更案の主な変更点、そして資料1-2、こちらが抜粋版でございます。そして資料1-3、これが昨年12月にプリオン病小

委員会の方で御議論いただきました議事の概要でございます。そして、資料1－4としまして、指針の変更に当たりましての県の意見照会、あるいはパブリックコメントでの結果でございます。こちらの方で御説明をさせていただきます。

まず、今、部会長の方からも御紹介がありましたように昨年の11月にBSEの指針ということで家畜伝染病予防法に基づきまして、3年に1度の指針の見直しをすることになってございます。今回は、時代の変化に合わせた大きな変更点があったわけではないんですけども、一度点検をしてみようということで、始まったところでございます。

そういった中で、昨年12月にプリオン病の専門家の先生方に御議論を頂きました。まずはそちらの方でそのときの議論の照会をさせていただきたいというふうに思います。

お手元の資料1－3をお願いします。プリオン病小委員会、こちらは本日御出席いただいております委員の先生方で、北海道畜産振興課の山口先生がプリオン病の小委員長としてお取りまとめいただきました。先生の御了解を頂いておりますので、私の方から御紹介をさせていただきたいと思います。

なお、参考までの御紹介ですけれども、本日委員の方でおられます岩丸先生におきましては、動物衛生研究部門でBSEの御専門ということで、やはりプリオン病小委の中で御議論を頂いているところでございます。

それでは、1－3につきまして御説明します。

指針の一部変更につきまして、12月16日、第14回プリオン病小委員会において審議をしました。委員の方々からは3点の御質問と1点の変更の案がございました。

3点の質問としましては、一つ目は昨年9月にイギリスで発生をした定型BSEについて、それから二つ目、海外での非定型BSE発生時の国境措置、そして三つ目、OIEコードの改正を受けた今後の国内対策ということです。それから、指針の変更につきましては、牛の所有者の第一義的責任に関する記載につきまして、現場の農家よりその根拠などに関する質問を受けることがありますので、家畜伝染病予防法に基づく第一義的責任を有しているということをきちっと明記してはどうかというようなことでございます。

それを踏まえまして、事務局としましては、まず一つ目、二つ目につきましては前回11月のときにこちらの部会の中でもプリオン病の最近のめぐる情勢で御説明させていただいておりますので、そちらの方を御参考にしていただきたいと思います。

そして、三つ目のOIEコード、これは国際獣疫事務局が各病気のコードを定めているところですが、現在、BSEにつきましての改正を検討していると伺っております。

これにつきましては、改正された後、恐らく今年の5月、早くても5月になると思いますが、今後改正されたことを踏まえまして、必要な対策について改めて御検討を頂くという手続をしたいというふうに思っております。そういったことにつきまして、御説明をさせていただきました。

また、四つ目の現場農家への説明のしやすさを考慮して、どのように記載するか検討したところ、家畜伝染病予防法に基づき第一義的に責任を有すということで、指針の方を改正したいというふうに思います。具体的にはまた後ほど御説明させていただきます。

このような議論の結果につきまして、本部会に報告するという事で、プリオン病小委の方で了承をされました。

更に指針を変更するに当たりましては、法律に基づきまして、都道府県の意見を聞くこと、パブリックコメントをすることが手続としてございます。その都道府県の意見が資料1-4でございます。3点ほど県の方から御質問、御意見がございました。

まず一つ目は、非定型BSEに関する表現につきましては、OIEコードが今後改正されるとすれば、そちらの方の表現に合わせるべきということでございますので、こちらは今後必要があれば適宜修正をしたいというふうに思います。

また、二つ目は、牛の所有者の責務につきまして、本来、牛の所有者が日頃からやるべきは、牛の健康観察であり、記録ですので、早期のBSEを発見した、あるいは疑いのあるときの早期の届出というのは、確実に実行されているものであれば、あえて明記しなくてもいいのではないかという御意見がありましたが、BSEの早期発見につきましても、きちっとこれは所有者の方々に習慣化していただいて、届出をしていただくことが必要というふうに考えておりますので、こちらは記載したままでございます。

また、三つ目は、農場におけるBSEの対策としまして、BSEの発生の原因となりますのはエサでございますから、その適切な飼料給与、そして、その記録をすることが重要でございますので、飼養衛生管理基準や飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に記載が見られないことから、牛の所有者の責務に明記すべきではないかということでございますけれども、牛の所有者の方の取組としまして重要な事項ということで、適切な飼料給与と、それからその記録をするということはもちろん重要でございますので、こちらは具体的に追記をさせていただいております。また、適切な飼料給与及びその記録につきまして、飼料の安全法（飼安法）及び飼料及び飼料添加物の成分規格などに関する省令には、確認をしましたが、既に記載はされてございますので、こちらはちょっと御質問の方

が勘違いされたのかもしれませんが、既に記載はされてございますので、問題はございません。

そのほか、行政機関、関係団体、関係機関などの言葉の定義あるいは使い方、それから他法令、指針等につきましての文言の統一ということで、軽微な指摘がございましたので、そちらは適宜修正、反映させていただいております。

以上が都道府県の方からのご意見です。

それから、パブリックコメントによる一般の方々の御意見としましては、特段、御意見はございませんでした。

以上のような手続を踏まえまして、本日、皆さんの方にお示ししたのが資料の1－2になりますけれども、全体の変更点の概要を資料1－1にまとめてございますので、そちらを御覧いただければというふうに思います。

指針の構成につきましては、前回、指針の御説明をさせていただきました、その中で御確認を頂きたいというふうに思いますけれども、今、ウェブの方では紹介させていただきます。

全部で6項目ございますので今回の改正案、資料1－1を御覧ください。

そちらを見ていただきますと、まず、全体につきましては、令和2年度に家畜伝染病予防法を改正しております。その中で、関連事業者の取組について追記をさせていただいております。「関連団体及び関連機関」という言葉の整理を要所要所でさせていただきました。

それから、個別になりますけれども、まず、前文につきましては、実質的な内容の変更は特にございません。

そして、第1の基本方針につきましては、3に以下のとおりのことを追記しております。牛の所有者は、牛の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、牛の飼養衛生管理などの措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、牛の健康観察及びその記録、BSEが疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行などの飼養衛生管理基準の遵守並びに適切な飼料給与及びその記録である。

飛びまして、(4)で、関連事業者は、病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、行政機関が行うBSEの発生の予防及びまん延防止のために必要な協力をすること。

そして第2、平時からの取組の中では、4番目に新たに新設をさせていただきまして、関連事業者の取組としまして、1から3、この1から3というのは都道府県なり生産者にそれぞれの役割は書いてあるんですけども、それぞれの役割分担の取組にきちっと協力をするということを、改めて明記をさせていただいております。

以後、第3から第9、こちらは防疫の実際の中身になりますけれども、こちらにつきましては特段の指針の変更はございません。

以上が本指針の変更の内容でございます。

○柚木部会長 御説明ありがとうございました。

今、星野室長の方から、今回の指針の改正点につきまして御説明を頂いたところでありますが、このことにつきまして、委員の皆さんから御意見また御質問がありましたら、お願いを申し上げたいと思います。いかがでしょうか。

特に御意見等ないようですので、それでは、この答申文案につきまして、この案のとおり、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について、適当であるということと答申を行ってよろしゅうございますでしょうか。御異議ございませんか。

それでは、異議なしということで、答申の手続をこれから進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは続きまして、議事の(2)その他ということで、牛海綿状脳症対策基本計画につきまして、事務局より御説明がございますので、お願ひ申し上げたいと思っております。

○星野室長 ありがとうございます。

今の指針が諮問をさせていただいた中身でございますけれども、それとは別に、BSE対策につきましては、牛海綿状脳症特別措置法という法律に基づいて、農林水産大臣と厚生労働大臣がそれぞれ、対策の基本計画の策定・公表を行うこととなっております。それが資料の2でして、こちらは平成28年に最終改正しているもののポイントでございます。

こちらを御紹介させていただきたいというふうに思いますが、牛海綿状脳症対策基本計画の内容としましては、まず、大きな基本方針としまして、国際獣疫事務局(OIE)から「無視できるBSEリスク」の国ということで認定をされたことを踏まえて、引き続き、食品安全委員会のリスク評価に基づきBSE対策を適切に実施し、BSEステータスを維持することを基本方針とするということです。

また、基本計画の見直しにつきましては、おおむね5年間、BSEをめぐる情勢の変化、あるいは最新の科学的知見を踏まえまして、必要に応じ見直しをするということ。



また、BSE（牛海綿状脳症）のまん延防止のための措置としましては、発生の確認までの措置としまして、農場での疑い、あるいは死亡牛の検査、と畜場での検査、SRM（特定危険部位）の除去あるいは分別管理の適切な実施が重要であるということ。

それから、発生が確認された後の措置としましては、BSEと判定された牛の焼却であるとか施設の消毒、同居牛の移動制限などの措置が重要であるということ。

そのほか、3番目としましては感染源・感染経路の究明。

4番目としましては、国民の皆様に対する正確な情報の伝達。

5番目としましては、行政機関、地方公共団体との協力・連携に関する事項。

そして、その他ということになってございます。

今回の議論の中で、大きな社会的変化あるいは新しいリスク、科学的な知見というものはございませんでしたので、この基本計画につきましても、事務方として、特段変更もなく、引き続きこの基本計画に基づいた対策・対応を取っていきたいというふうに考えております。

また、これはプリオン病の小委の中でも御報告をさせていただいているところでございます。

以上です。

○柚木部会長 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただいた件について、御意見、御質問があればお受けしたいと思います。

よろしいですか。

それでは、特に御意見ないということで、このことも御確認を頂いたということにさせていただきたいと思っております。

それでは、最後になりますけれども、日頃の家畜衛生の取組等について、また、冒頭の御説明のありました家畜衛生をめぐる情勢等について、皆さんの方から、せつかくの機会でございますので、御意見なり御質問等があればお受けをしたいと思っております。いかがでしょうか。

日高委員、お願いいたします。

○日高臨時委員 日高でございます。

私が以前、大分以前のお話なんですけれども、衛生部会の方で牛豚小委員会の中の、牛豚小委員会となっているんですけれども、やはり、最近の牛と豚の病気の観点からいきま

して、牛小委員会、豚委員会というふうに切り離して委員会を作ったらいかがですかというのを、結構以前のこの家畜衛生部会で私が提案したと思うんですけども、なかなか豚熱の発生が止まらない現状を顧みると、ここは国も力を入れていらっしゃるんですけども、飼養衛生管理基準の遵守ということで、対策をやっていくのにはなかなか限界があるのではないかと考えておりますので、やはり、豚病に特化した豚小委員会というふうに切り離し、国の方でも議論していただきまして、今のこの豚熱の感染を止めていただきたいと思っているので、是非その辺りの意見をお伺いしたいと思っております。

特に津田先生におかれましては、牛豚小委員会の委員長ということで、大変御足労願っているんですけども、先生の意見なども含めて、ほかの部会の先生方の意見もお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひしたい。

○柚木部会長 御意見ありがとうございます。

まず、じゃ、農林省の方からお願いします。

○星野室長 事務局の星野でございます。

貴重な御意見ありがとうございます。日高委員からは特に豚の疾病対策の闊達な意見交換を希望する旨、御要望いただいているところでございます。

私たちも、その年々、時々の疾病の流行を見ながら、いろんな議論をしていかなければいけないと思っておりますので、引き続き、必要な対策についてはしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

ちなみに、今この部会の中で更に細かい議論としましては、牛豚疾病小委員会、家きん疾病小委員会、プリオン病小委員会ということで、それぞれのセクションでそれぞれの御専門の先生方に御議論いただいております。牛豚疾病小委員会の中は、本日ご出席の津田委員長の方にも追加で言いただければと思いますけれども、それぞれ、牛の専門家だけでなく、豚の専門家も入られて、正に委員長も豚の御専門でございますので、そういった意味では、かなりしっかりとした議論をしながら指針を定めて、それから、防疫の方の御検討をさせていただいているというふうに思いますので、日高委員のお気持ちなり、防疫に対する熱いお気持ちは我々も全く同じでございますので、引き続きいろいろと御意見いただけたらというふうに思います。

津田委員長、もし何か追加があれば、よろしくお願ひします。

○津田臨時委員 はい、津田です。ありがとうございます。

今、日高委員の方からの意見に対しましても、私の個人的な考えも含めて、ちょっと述

べてみたいと思います。私も牛豚小委におきましては、現役のときに、動衛研にいたときから長い経験をしておりますし、それからまた、現在牛豚小委の委員長としてお務めを果たしていると思っているところでございます。今、日高委員がおっしゃったように、やっぱりどうしても、畜産自体が規模拡大し専門化、高度化していくなかで、非常に一つの病気になるいは疾病ごとに、畜種ごとに取り組み方が若干違ってきて、専門化しているというのは実感しているところでございます。

ただ、そうした中で、過去と違いまして、以前は割と行政組織とそれからそういった技術的なこととが、若干スムーズにコミュニケーションがいかなかったというところもあったかもしれませんが、最近はやっぱり技術行政というか、そういった技術の進みに合わせて行政の方も非常に細かく対応していただいている、それが法令なりそういった規則なりにも反映されていますし、今回のような特定指針、そういった形で反映されていると思います。そうした意味では、この対応というか、そういったことにもかなり専門化していると思います。

そうした中で、今、日高委員がおっしゃったように、じゃ、それぞれの個別の部会を、あるいは畜種専門委員会を作っていくかということになっていくと、それはそれでちょっと、どんどんどんどん細分化していったら、それじゃ取りまとめている今回のこの家畜衛生部会のようなものがかなり大変になってくるのかなという気もしております。現実には、今、牛豚疾病小委の中でも、今回の豚熱に関しては今回、野生イノシシの感染もありましたし、ワクチンの使用方法の問題であったり、いつワクチンを接種するかの適期の問題もありました。そういうことについてはそれなりの専門家をオブザーバーとして入れて、かなり発言もしていただき、決定の方にもかなり関与していただく、あるいは、その細かい使い方についてもいろいろ御検討いただくというようなこともしております。日高先生がどういう意味でおっしゃったか、ちょっと分からないんですけども、割と専門的なところから検討をかなり進めているところでございます。ですから、個々にどこまで細かい委員会的なものを作るかという議論よりも、どういった議論を、あるいはその議論をどこまで深化していくかというように進めていけば、今のところはいいのかなという気はしているんですけども、それでももし問題があれば、その都度業界なり生産者の方から意見を頂ければと思います。

私自身も、これまで豚熱の発生からもう3年以上たつわけですけども、なかなか発生が止まらないということについては、非常にじくじたる思いっておりますし、ただ、一

つの問題として、やっぱり野生イノシシというのがあって、これについては今の行政の中で、今回、若干さっき紹介があったんですけども、野生イノシシの対策を、豚熱も含めて、どう進めていくかということについては、かなり今までの制度とは違ったようなことも考えなきゃいけないかというふうに思っています。日高先生がおっしゃる意味もよく分かりますけれども、それらの問題に対応しながら、更に対策をどう発展していくかという意味では、もう少し議論話を広げていく必要がある。環境省なり、それから国土交通省にも入るんでしょうけれども、相当範囲を広げていく必要もあるということから、かなり、検討会の範囲についてはもう少し議論が必要かなという気はしております。

すみません、ちょっと結論も出ないですけども、私としては、牛豚小委については今の中でもっとオブザーバーなり、そういった意見の専門家を加えていくという方向でいければなと思っておるところでございます。

以上です。

○柚木部会長 津田委員、ありがとうございました。

日高委員、何か。

○日高臨時委員 よろしいですか。

○柚木部会長 はい。

○日高臨時委員 別に牛豚小委員会が駄目だという話をしているわけじゃないんですよ。やはり、これだけ疾病の方が特化している中で、先ほどの津田先生がおっしゃったようなオブザーバーの方をいろいろ呼んで、牛豚小委員会でも議論してもらっているというのは重々分かっているつもりではおります。

しかし、いかんせん、やはり野生イノシシの問題もありますけれども、先ほど言いましたように、なかなかこの豚熱の感染が止まらないと。やはり飼養衛生管理基準に対しても結構皆さん方、いろいろ議論されてきているんですけども、なかなかそこ辺りで収まらないという状況で。

以前、韓国の方の方としたときに、韓国は豚熱のワクチンは2回打っているのは、一番最初から2回打っているという話を聞いたんですけども、これが、韓国のワクチンがGPEのマイナスのワクチンかどうかというのは、私もそこまで分からないんですけども、やはり、ASFの恐怖が今あるこの時代に、CSFだけでも何とかしてワクチンを活用しながら止めていかないと、なかなか大変な、これでASFが入ってきたときには更に大変になるということをお大変危惧しておりますので、そこ辺りも含みおきいただきながら、是

非そういう専門委員会を立ち上げて、撲滅という方向に、CSFの撲滅ということに国の方としても頑張ってもらいたいと思っておりますので、あえてまたこういうふうにして質問を差し上げたわけです。

ですから、津田先生、牛豚小委員会が機能していないとか、そういうこと言っているわけではありませんので、これだけはどうぞ思っておいてください。

以上です。

○津田臨時委員 ありがとうございます。

いや、そこまでは思っていないですけども、とにかく一緒に頑張りましょう。よろしくをお願いします。

○日高臨時委員 よろしくをお願いします。

○柚木部会長 ありがとうございます。全体で頑張っていくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございますでしょうか。

山口委員、願ひいたします。

すみません、山口委員、聞こえますか。

山口先生、どうぞ。

山口委員、聞こえますか。

それでは、ちょっと音声がかっちへ入っていないようなので、山口先生、チャットの方で御意見を書いていただければ有り難いんですが。

山口委員との交信がうまくいっていないようなんですが、ほかの委員の方で何か御意見とか御質問があればお受けしたいと思ひます。

それでは、約束の時間を少しオーバーしております。御意見、御質問がなければ、一応今日の議事の方は終了させていただきたいというふうに思ひます。

それでは、進行の方を事務局の方にお返しをしたいと思ひます。

○星野室長 本日は、御議論いただきましてありがとうございます。

最後、山口委員となかなかつながらなかったですけども、この家畜衛生全般につきまして、もし御関心、御懸念、御質問があれば、後ほどでも結構です、事務局の方に御連絡いただければ御説明を差し上げたいというふうに思ひます。

また、そのほかの先生方も、今後の運用としまして、できるだけ対面でしたいと思っておりますので。今日はなかなか不手際ございまして、申し訳ございませんでした。引き続き

き、家畜衛生部会の方に御支援、御協力いただければというふうに思います。

それでは最後に、動物衛生課長の石川より閉会の御挨拶を申し上げます。

よろしく申し上げます。

○石川動物衛生課長 動物衛生課長の石川でございます。

本日は、短い時間ではございました、また、ウェブ形式ではございましたけれども、貴重な御意見ありがとうございます。

先ほど、星野の方からもございましたけれども、早く今の新型コロナの状況が改善しまして、委員の皆様と対面でお話し、御議論いただけるようになればというふうに思っております。

また先ほど、日高委員の方から貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。

参考までに今、豚熱について、牛豚等疾病小委員会を中心として、いろんな御議論、御検討を頂いておりますけれども、二つほど御紹介させていただきますと、今、日高委員からございましたワクチンの2回接種だとか、抗体保有状況調査、これにつきましては牛豚等疾病小委員会で中心となって御検討いただいておりますけれども、その際には、北海道大学の迫田先生、また日本獣医生命科学大学の青木先生にオブザーバーとして御出席いただきまして、技術的な御議論を頂いているところでございます。

また、イノシシ対策につきましては、この牛豚等疾病小委員会とは別のイノシシ対策検討会ということで、イノシシの専門家を招聘した検討会をこれまでも開催しております。また、今月末にも、これまでのデータを取りまとめて、御議論いただく予定となっております。御議論の結果につきましては、ホームページ上で御紹介いたしますけれども、また、牛豚等疾病小委員会でも報告できるような形で対応させていただきたいと思っております。

このほか、委員会ではございませんけれども、頻繁に養豚関係団体、また、養豚関係者の皆様とは意見交換させていただいております。引き続き、現場の御意見、御不安を払拭できるように、綿密連携を取って対応していきたいというふうに思っております。

結びとしまして、先ほど、家畜衛生をめぐる情勢でも御説明しましたけれども、まだ高病原性鳥インフルエンザのシーズンが続きます。豚熱につきましても、春に向かって野生イノシシが、その活動が活発化する時期となりますので、飼養衛生管理基準の遵守を基本としまして、防疫措置の徹底を図ってまいりたいと思っております。

委員の皆様におかれましては引き続き御指導をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○星野室長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会第55回家畜衛生部会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後2時37分 閉会